

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第一分冊：預金取扱い金融機関関係

現 行	改 正 後
<p>1 - 5 検査との連携</p> <p>金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 - 5 検査との連携</p> <p>金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(標準処理期間)</u></p> <p><u>(7) 法第26条に基づき業務改善を求める場合には、上記(2)の報告書を受理したときから、原則として概ね1ヶ月(処分が財務局を經由して金融庁において行われる場合又は処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>)複数回にわたって法第24条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)</u>には、<u>最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>)提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)</u>を求める場合には、<u>当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p>

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。